



以下の基準については府省令に基づき、本市が新たに条例を定める必要がある。その際、府省令に「従うべき」基準と、府省令を「参酌すべき」基準があり、これらに留意して条例を定める必要がある(9月定例会上册予定)

従うべき基準	参酌すべき基準
条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない	市が十分考慮(比べあわせて、良い方をとること)した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される

**制定**

【本市のスタンス】: 参酌すべき基準も含め、原則、国の基準を本市の基準とするが、本県や本市における既存の類似の基準が、当該国基準より高かった場合は、質の確保の観点から、当該本県又は本市の基準の採用を検討していく

**①(仮称)いわき市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例**  
: 改正認定こども園法に基づき、市の認可権限等が付与されたことから、当該運営基準について条例で定めるもの

◆基となる国の基準: 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」H26.4.30内閣府/文部科学省/厚生労働省令/第1号

◆主な基準(「従」)は従うべき基準、(「参」)は参酌すべき基準。以下同じ)

【設備の基準】(第7条関係)

- 満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる幼保連携型認定こども園には乳児室又はほふく室を設けなければならないことや、当該乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない園児1人につき3.3平方メートル以上であることなど、幼保連携型認定こども園の設備の基準を定める。(従)

【職員の配置の基準】(第9条関係)

- 満1歳未満の園児 おおむね3人につき1人 / 満1歳以上満3歳未満の園児 おおむね6人につき1人 / 満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね20人につき1人 / 満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人(従)

**制定**

**②(仮称)いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例**  
: 改正児童福祉法に基づき、市の認可権限等が付与されたことから、当該運営基準について条例で定めるもの

◆基となる国の基準: 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」H26.4.30厚生労働省令第61号

◆主な基準

【家庭的保育事業に係る設備の基準】(第22条関係)

- 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けることなど、家庭的保育事業に係る設備の基準を定める。(従)

【家庭的保育事業に係る職員の配置の基準】(第23条関係)

- 家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならないなど、家庭的保育事業に係る職員の配置の基準を定める。(従)

**制定**

**③(仮称)いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例**  
: 子ども・子育て支援法に基づき、市に事業者の確認等の権限が付与されたことから、当該基準について条例で定めるもの

◆基となる国の基準: 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」H26.4.30内閣府令第39号

◆主な基準

【運営に関する基準】(第5条関係)

- 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないなど、運営に関する基準を定める。(従)

【運営に関する基準】(第38条関係)

- 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の、名称、職員の勤務体制等、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないなど、運営に関する基準を定める。(従)

**制定**

**④(仮称)いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例**  
: 改正児童福祉法に基づき、市が事業者の届出義務等の権限等が強化されたことから、当該運営基準について条例で定めるもの

◆基となる国の基準: 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」H26.4.30厚生労働省令第63号

◆主な基準

【設備の基準】(第10条関係)

- 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用の区画を設けなければならない(利用者の支障に支障がない場合は、この限りではない)など、放課後児童健全育成事業の設備の基準を定める。(参)

【職員の配置の基準】(第11条関係)

- 放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人以上とし、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とするなど、放課後児童健全育成事業の職員の配置の基準を定める。(従)

**改正**

**⑤いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(の改正)**  
: 改正児童福祉法に基づき、①を新たに制定することから、当該規程について、現行の基準等について削除するもの

◆基となる国の基準: 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」H26.4.30厚生労働省令第62号

◆主な改正条項

【職員の配置の基準】(第26条関係)

- ①の制定に伴い、幼保連携型認定こども園に係る職員の配置基準の規定を削除(従)

【業務の評価等】(第30条関係)